

5. 就業支援に関する施策等

(雇用・就業機会の増大)

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父（就職が特に困難な者）の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定求職者雇用開発助成金を支給している。

支給額（平成30年度）

対象労働者（一般被保険者）	助成金		助成対象期間
	中小企業	中小企業以外	
①母子家庭の母等及び父子家庭の父 （短時間労働者除く）	60万円	50万円	1年
②母子家庭の母等及び父子家庭の父 （短時間労働者）	40万円	30万円	1年

支給実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
支給件数	37,068件	33,627件	30,951件	28,323件	24,591件
支給額	137億円	123億円	89.6億円	74.3億円	65.2億円

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

母子家庭の母等及び父子家庭の父は、子育てとの両立のため求職活動が制限されてしまうこと、未就職期間が長いため、就労能力への不安を有すること等により就職が困難な状況にある。このため、母子家庭の母等及び父子家庭の父がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業につくことができるよう、国は、求人者と求職者とが相互に理解を深めるためのトライアル雇用制度（月額最大5万円（最長3か月間）を事業主に支給）を母子家庭の母等及び父子家庭の父に対しても実施し、早期就職の促進を図っている。

トライアル雇用開始人数（母子家庭の母等及び父子家庭の父）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
44人	117人	180人	144人	131人

たばこ事業法の許可基準の特例

製造たばこの小売販売業の許可に当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法第26条及び第34条に基づき、同法第6条第4項に規定する寡婦若しくは同条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当する者については、許可基準の特例として、大蔵省告示（平成10年大蔵省告示第74号）2（1）に基づいて、同告示1の距離基準を緩和した距離（距離基準に100分の80を乗じて得た距離）を適用しているところであり、平成30年度において、本特例を適用して4件の新規許可を行った。

通常の距離基準（平成10年大蔵省告示第74号）

（単位：メートル）

	繁華街（A）	繁華街（B）	市街地	住宅地（A）	住宅地（B）
指定都市	25	50	100	200	300
市制施行地	50	100	150	200	300
町村制施行地	—	—	150	200	300

（注）母子及び寡婦に対する特例は上記距離に100分の80を乗じた距離を適用する。

母子及び寡婦に対する特例を適用した新規許可状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
許可件数	16件	5件	10件	7件	4件	4件

資料：財務省理財局調べ

母子・父子福祉団体等への事業発注の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の増大を図るためには、母子・父子福祉団体等ひとり親家庭の福祉の増進を主たる目的とする団体の受注機会を増大させることも有効である。

このため、国においても、地方公共団体に対し、全国会議等を通じて、母子・父子福祉団体等の事業受注の機会の増大が図られるよう、周知を図っている。

特に、地域において自立支援の中核となる「母子家庭等就業・自立支援センター」については、母子・父子福祉団体に運営委託される例が多く、平成30年度には83地方公共団体において委託されている。

また、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子・父子福祉団体等から物品及び役務を調達するよう努めることとしている。

母子家庭等就業・自立支援センター事業について母子・父子福祉団体へ運営委託を行っている自治体数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
自治体数	79か所	79か所	77か所	79か所	79か所	83か所

母子・父子福祉団体等からの物品及び役務の調達状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国	件数	94	145	116	178	169	230
	金額（千円）	3,495	2,227	2,539	9,535	7,994	9,736
地方公共団体	件数	750	648	758	409	470	629
	金額（千円）	1,910,434	1,954,137	1,808,863	2,095,638	3,823,096	2,545,817

（注）平成25年度より調査。国には、独立行政法人又は特殊法人を含み、地方公共団体には、地方独立行政法人を含む。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援を図る優良企業等の表彰

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を推進するためには、母子家庭の母・父子家庭の父を雇用する企業側にも働きかけ、母子家庭の母及び父子家庭の父が働きやすい環境整備等の取組を促進することが有効である。

このため、平成18年度に、母子家庭の母の就業支援を図る優良企業等の表彰制度を創設し（平成24年度より父子家庭の父の就業支援を図る企業も対象）、母子家庭の母・父子家庭の父を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に事業を発注している企業など母子家庭の母及び父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を年1回表彰しており、平成30年度には母子家庭の母等の就業支援に積極的に取り組んでいる3社を表彰した。

【平成30年度表彰企業】

株式会社ヨシケイ埼玉（埼玉県所沢市）

株式会社羽島企画（岐阜県羽島市）

有限会社ライフケア（熊本県玉名市）

【厚生労働省ホームページより】

ホームページアドレス：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000195741_00001.html

行政機関等における母子家庭の母等の雇用促進の取組

平成15年10月に厚生労働省内の母子家庭雇用促進チームによって取りまとめられた「母子家庭の雇用促進に向けた当面の取組」や、平成16年3月に母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議において申し合わされた「国の機関の非常勤職員を公募する場合に、その求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに公益法人等に職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請するなど、母子家庭の母の就業の促進に配慮する」旨の内容に基づき、様々な機会を捉えて、国においては、国の機関の非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するよう要請している。

また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇い入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を改めて要請している。

こうした取組みにより、平成30年度において、母子家庭等就業・自立支援センターの情報提供を通じて、国の機関には26名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は7名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は19名）が採用されており、地方公共団体及び関係団体には244名（1日の勤務時間が8時間で週5日勤務している者は111名、それに満たない時間数・日数で勤務している者は133名）が採用されている。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国の機関	33名	28名	33名	44名	51名	26名
1日8時間週5日勤務	19名	10名	19名	17名	21名	7名
上記に満たない者	14名	18名	14名	27名	30名	19名
地方公共団体及び関係団体	416名	308名	361名	367名	346名	244名
1日8時間週5日勤務	166名	131名	176名	186名	169名	111名
上記に満たない者	250名	177名	185名	181名	177名	133名

資料：厚生労働省子ども家庭局調べ